

学校教育を担う人材の確保に関する取組の充実について

2020年代を通じて実現を目指す「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団について、中央教育審議会の答申においては、教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、多様な人材の教育界内外からの確保や教師の資質能力の向上により、質の高い教職員集団が実現されるとともに、学校における働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、教師を目指そうとする者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている姿が理想とされている。

しかしながら、教師の時間外在校等時間の実態は極めて厳しい状況にあり、また、いわゆる「教師不足」が生じていることや、学習指導要領において学習過程の質的改善が求められる中、教師が児童生徒のつまずきへの対応等、きめ細かな支援を行う時間を十分に確保できないといった現状は、児童生徒等の学びに支障をきたすことになりかねない重大な問題であり、こうした教師を取り巻く状況は、答申の示す姿の実現が危ぶまれるとともに、我が国の未来を左右しかねない危機的状況にある。

我が国の学校教育は、子供たちへの学習機会・学力の保障のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割など、多様化する社会の要請にも応えつつ、極めて重要な役割を担っている。こうした学校が、今後も、持続的かつ魅力的な組織であり続けるためにも、教師の長時間勤務の是正と「教師不足」の解決を図ることは不可欠であり、国において、速やかに教師を取り巻く環境整備の充実が図られるよう、以下の事項について提言する。

- 1 学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実や教師の育成支援を一体的に進めること。
- 2 優れた人材を教師として確保するために、教師の処遇の抜本的な見直しを進めること。その際、地方に負担を転嫁しない制度とするとともに、学校教育を担う人材の確保等も含めた十分な財政措置を講じること。
- 3 複雑化かつ困難化している様々な教育課題に対処できるよう、いわゆる標準法における「乗ずる数」の見直しを含む教職員定数の改善や、副校長・教頭や養護教諭の複数配置の拡大を図ること。
- 4 中学校を含め、少人数学級を計画的に進めるに当たり、加配定数の付け替え等によらず十分な財政措置を講じるとともに、小学校高学年の教科担任制の強化等の加配定数を拡充すること。
- 5 義務教育においては、教師が児童生徒の基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けさせるために、児童生徒のつまずき等に対応する時間を十分確保し、子供たちに対してより良い教育を行い、教師自身の志気が高まるよう、学習指導要領を見直すこと。

6 教師が教師でなければできない業務に集中できる環境を実現し、教育の質を向上させるため、教師が担う必要のない業務等を外部委託する経費に対する十分な財政措置を図るとともに、教員業務支援員の全ての小・中学校への配置及び副校長・教頭の学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援する人材の配置を図ること。

加えて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、部活動指導員の配置充実を図ること。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の核となる地域学校協働活動推進員の配置拡充を図ること。

7 教師不足への対応のため、民間企業等と連携した広報発信や人材発掘および学校現場とのマッチング、入職前後の研修・サポートを行う教育委員会への支援、教師として採用され一定期間勤務した場合に奨学金の返還が免除される制度の構築等、教職志望者の増加に寄与する制度の構築を行うこと。

8 地域の実情に応じて、「地域教員希望枠」の活用など大学と教育委員会が一体となって質の高い教師の養成・確保に取り組むことができるよう必要な支援を行うこと。

令和5年11月13日

全 国 知 事 会